

意見公募手続の結果について

1. 意見公募手続の概要

(1) 閲覧・募集期間

令和5年12月15日（金）から令和6年1月14日（日）まで（31日間）

(2) 閲覧の方法

ア 市ホームページにおける電子媒体による閲覧

イ 中央図書館、西図書館、川越駅東口図書館及び高階図書館の開館時間内における紙媒体による閲覧

(3) 意見を提出できる方

市内在住・市内在勤・市内在学、またはその他案に関し利害関係を有する方

(4) 意見の提出方法

ア 中央図書館、西図書館、川越駅東口図書館及び高階図書館の開館時間内に直接持参

イ 中央図書館へ郵送、ファックス及び電子申請

2. 意見公募手続の結果

(1) 意見提出者数 1名

(2) 意見提出件数 1件

3. 意見の概要と市の考え方

| 御意見の概要 | 御意見に対する市の考え方 | 修正の有無 |
|--|---|-------|
| 食事の制限が緩和されて、利用しやすくなる。 西図書館の休業中の福祉喫茶について休憩スペースとして活用してはどうか。 | 主に利用者の皆様の水分補給を目的に制限の緩和を実施してまいりたいと考えます。 西図書館の福祉喫茶については貴重な御意見としてお預かりいたします。 | 無 |